内部統制について

1 地方公共団体における内部統制

地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする 組織目的が達成されるよう、その達成を阻害する事務上の要因(事務処理上の誤り 等)をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を 確保すること

2 地方自治法の改正(2017年6月改正、2020年4月施行)

2017年の地方自治法改正により、地方公共団体における内部統制制度が導入(内部統制が制度化)され、知事に次のことが義務付けられた(地方自治法第150条)。

- ○内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備すること及び方針 を公表すること
- ○毎会計年度、方針及び整備した体制について評価した報告書を作成すること
- ○報告書を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出すること及び報告書を公表すること 等

3 愛知県内部統制基本方針

地方自治法第150条第1項に規定する方針として定めるものであり、愛知県における内部統制についての組織的な取組の方向性等を示すもの。

項目	概 要
基本的な考え方	・一層の事務の適正な執行を確保し、安定的、持続的、効率的
	かつ効果的に行政サービスを提供できる体制を構築するた
	め、方針を定め、県民に信頼される行政運営を行うこと
	・行政委員会等を含め県全体で内部統制に取組むこと
対象事務	・財務事務
目的	・業務の効率的かつ効果的な遂行
	・財務報告等の信頼性の確保
	・業務に関わる法令等の遵守
	・資産の保全
体制の整備	・総務局長を推進責任者とし、内部統制を全庁的に推進
	・人事局長を評価責任者とし、内部統制評価報告書を作成
方針の見直し	・状況変化等に応じて必要な見直しを検討